

# 給与所得控除額について

給与所得は個別に必要な経費を計算するのではなく、一定の計算式に基づき控除する額が決まります。  
これを給与所得控除額といいます。給与収入額から給与所得控除額を差し引いて、給与所得を算出します。

## 給与所得控除額の算出の仕方

### 平成30年度以降(平成29年分以降)

収入金額の区分	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% (65万円に満たない場合は65万円)
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超	220万円(上限)

### 平成29年度(平成28年分)

収入金額の区分	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% (65万円に満たない場合は65万円)
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超 1,200万円以下	収入金額×5%+170万円
1,200万円超	230万円(上限)

### 【例】給与収入500万円の場合

給与所得控除額は、 $500万円 \times 20\% + 54万円 = 154万円$   
給与所得は、 $500万円 - 154万円 = 346万円$